

(仮称) 宮津地区拠点施設整備基本計画策定支援業務に係る
受託候補者選定審査会評価基準

1 審査項目及び評価の視点

審査項目	評価項目	評価の視点	配点
組織	実施体制	業務を実施するに当たり、体制・人員が確立・確保されているか。また、当該体制・人員に関し、責任体制・役割分担が明確化されているとともに、連携が図られているか。	5
	実施計画	スケジュールに無理がなく、実現性があるか。また、日程、作業の進め方が効率的であるか。	5
	実績・知見	過去に類似の事業に関する実績又は知見を有しているか。	5
企画提案	基本計画策定に当たっての留意事項	周辺の公共施設を含めたエリアマネジメントの視点を踏まえた提案となっているか。	10
	現状把握及びこれまでの検討内容の整理等	基礎的な調査の具体的な方法が示してあるか。また、仕様書に示す以外に提案に当たって必要な整理すべき事項を考え提案するなど工夫がみられるか。	5
	事業予定地の分析等	施設等を整備するに当たり、必要となる法的制限（規制）を把握し、その制限が必要となる理由が説明されているか。	10
	実現に向けた課題整理	課題の解決に向け、(仮称) 宮津地区拠点施設及び当該施設と周辺公共施設との連携による事業効果が整理されており、その効果が課題解決に効果があること説明されているか。	15
	拠点施設等による観光戦略の整理	宮津地区将来構想を十分に理解し、宮津地区の立ち位置を考えて、本市の観光振興を図る戦略が示されているか。その説明がなされており適当であるか。	20
	拠点施設の検討	仕様書記「6(2)」の結果並びに将来構想及び仕様書記「6(1)」から拠点施設を検討する合理的な方法が示されているか。	15
	整備方法	拠点施設等の整備に関してあらゆる手法を検討する技術力があり、最善の整備手法を整理する方法が示されているか。	10
合計			100

2 評価方法

- (1) 評価は、(仮称)宮津地区拠点施設整備基本計画策定支援業務に係る受託候補者選定審査会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについて審査項目及び評価の視点に基づいて評価を行う。
- (2) 各審査委員の採点の合計点で360点(6人×60点)を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定する。なお、最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。
- (3) 各審査員が1により採点した点数を基に順位付けを行い、その順位を点数として、合計点が最も低い者を受託候補者とする。
- (4) 点数が同点となった場合は、見積額が少ないものを高い順位とする。
- (5) 企画提案者が1者のみであった場合でも審査を行い、最低基準点を適用する。
- (6) 提案者多数の場合は、事務局において書類審査を行うが、その評価基準については同様の内容とする。このことから、評価項目及び評価の視点に沿った記載事項がない場合は配点なしとする。